

平成30年度保護者会決算書

1. 収 入

e-保護者会[決算]

項 目	平成29年度決算額	平成30年度予算額	決 算 額	備 考
1 前年度繰越金	22,006	27,938	27,938	
2 前期会費	168,500	172,500	160,500	
3 後期会費	239,750	240,000	239,750	修了写真代含む
4 雑収入	0	0	0	預金利息
合 計	430,256	440,438	428,188	

2. 支 出

項 目	平成29年度決算額	平成30年度予算額	決 算 額	備 考	
1 行 事 助 成	187,300	190,000	186,600		
イ. 遠 足	40,000	40,000	40,000		
ロ. 夏まつり	40,000	40,000	40,000		
ハ. 運動会	40,000	40,000	40,000		
ニ. やきいも会	0	0	0		
ホ. クリスマス会	40,000	40,000	40,000		
ヘ. 卒園記念品代	27,300	30,000	26,600	えんぴつ 引き出し	
2 会 議 費	11,168	15,000	4,590		
3 事 務 費	10,000	10,000	10,000		
4 慶 弔 費	0	25,000	0		
5 学 校 安 全 会	29,500	31,000	29,250		
6 予 算 対 策 カ ン パ	11,900	12,000	11,600		
7 卒 園 記 念 品	50,000	50,000	50,000	芝刈り機	
8 予 備 費	42,950	47,438	41,650	卒園式お花代	7,750
				保育参加給食費	23,200
				到津の森動物公園基金	10,700
9 修 了 写 真 代	59,500	60,000	58,500		
合 計	402,318	440,438	392,190		

収入 円 428,188 支出 円 392,190 繰越金 円 35,998

2019年 5月 21日

監査の結果相違ないことを証明します。

会計監査 小手川 麻里

印略

平成31年度保護者会予算書

1. 収 入

e-保護者会(予算)

項 目	平成30年度予算額	平成31年度予算額	備考
1 繰 越 金	27,938	35,998	
2 前 期 会 費	172,500	157,500	105名 * 250円 * 6ヶ月
3 後 期 会 費	240,000	220,000	110名 * 250円 * 6ヶ月 写真代含む
4 雑 収 入	0		預金利息
合 計	440,438	413,498	

2. 支 出

項 目	平成30年度予算額	平成31年度予算額	備考
1 行 事 助 成	190,000	180,000	
イ. 遠 足	40,000	0	
ロ. 夏まつり	40,000	50,000	
ハ. 運 動 会	40,000	50,000	
ニ. やきいも会	0	0	
ホ. クリスマス	40,000	50,000	
ヘ. 卒園児記念品	30,000	30,000	ネーム入りえんぴつ、引き出し
2 会 議 費	15,000	15,000	
3 事 務 費	10,000	10,000	
4 慶 弔 費	25,000	25,000	
5 学 校 安 全 会	31,000	31,000	
6 予 算 対 策 カ ン パ	12,000	12,000	
7 卒 園 記 念 品	50,000	50,000	
8 予 備 費	47,438	30,498	卒園式花代・保育参観給食試食会費・公園基金
9 修 了 写 真 代	60,000	60,000	
合 計	440,438	413,498	

浅川保育園保護者会 会則

第一条 名称・事務

- 1。この会は、「浅川保育園保護者会」と呼び(以下本会という)事務所を浅川保育園内におく。
- 2。本会は、毎年4月1日に開始し、翌年3月末日をもって終了する。

第二条 目的

本会は、会員の親睦と教養をたかめ、会員の協力によって浅川保育園の発展と園児の福祉を増進させることを目的とする。

第三条 事業

本会は、前項の目的を達成するために以下の事業を行う。

- 1。保育・環境・設備の整備、及び後援。
- 2。後援会・講習会・研究会を園との協力によって開催。
- 3。園行事への協力、及び後援。
- 4。会員親睦のための諸行事を開催。
- 5。その他の必要な事項

第四条 会員の資格

本会の会員は、浅川保育園に在籍する園児の保護者とする。

第五条 委員

本会の委員は、各クラスの保護者より適当数選出する。

第六条 役員の任務

本会の役員は、次のとおりとする。また、役員は委員の中より互選により定める。

- 会長 1名 総会を司会し、会を代表する。
- 副会長 1名 会長を補佐し、会長不在の時は代理を努める
- 会計 1名 全ての収支の記録と領収書を保管し、いつでも会員の閲覧に供せるようにする。
- 書記 1名 全ての会合、会の活動状況を記録し、通信
(副会長が兼務) 事務も取り扱う。

第七条 会計監査委員

役員が全会員のなかより選出し、会費の適正を期す。

第八条 保護者会会費

- 1。本会費は、在園児1名につき月額250円とし、年2回に分けて納入する。
- 2。会費は、前年度末に当委員会において予算額を協議し、決定する。

第九条 役員の任期

役員の任期は、1年とする。ただし、留任は妨げない。

第十条 総会・決議権・委員会

- 1。総会 総会は必要に応じて開催する。
- 2。決議権 総会は、全会員の半数以上の出席を必要とし、出席者の2分1以上の賛成をもって決議権を認める。
- 3。委員会 会長の招集により、必要に応じ開催し諸事を検討する。

第十一条 慶弔規定

会員とその子ども、及び職員の慶弔項目、金額は、次のように定める。

- | | | |
|------------------------|-------|----------|
| 1。園児死亡 | | 10,000 円 |
| 2。保護者、及び職員の同居家族の死亡 | | 5,000 円 |
| 3。保護者、職員及び園児の入院(10日以上) | | 5,000 円 |
| 4。職員の結婚、及び不幸事 | | 5,000 円 |

この規定は、平成7年5月20日をもって有効とする。